

行田市同和行政基本方針

2018年12月 改定

行 田 市

目 次

第 1	改定の趣旨	1
第 2	同和行政の経過と現状	2
1	国の同和対策の経過	2
2	本市の同和行政の経過	4
第 3	同和対策の成果と課題	6
1	啓発対策	6
2	環境改善対策	7
3	産業・職業対策	7
4	福祉対策	8
5	教育対策	8
第 4	今後の同和行政の基本的姿勢	9
1	一般対策としての施策実施	9
2	人権行政の重要課題としての同和問題	10
3	差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進	10
4	今後の同和行政の法的根拠	10
	(1)同和行政の法的根拠	10
	(2)同和行政推進の根拠	10
第 5	今後の同和行政の推進方向	11
1	教育・啓発の推進	11
	(1)啓発活動の推進	11
	(2)学校同和教育の推進	11
	(3)社会同和教育の推進	12
	(4)人権保育の推進	12
2	自立支援	12
3	交流の促進	13
4	人権にかかわる相談と救済	13
5	「えせ同和行為」の排除	13

第 6	推進体制の充実	1 4
1	隣保館・集会所施設運営の充実	1 4
2	庁内組織の充実・強化	1 4
3	広域組織・関係機関等との連携・協力	1 4
4	運動団体との連携・協力	1 5

第 1 改定の趣旨

基本的人権の尊重を謳った日本国憲法は、その第 14 条において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

また、昭和 40 年(1965 年)、国の同和対策審議会答申では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題である。その早急な解決こそ国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。この答申を踏まえ、昭和 44 年(1969 年)に同和対策事業特別措置法が制定され、その後の改正法も含め、これに基づく国の特別対策は、平成 14 年(2002 年)3 月末の法失効まで 33 年間にわたり実施されました。

この特別対策の終了により、同和行政は転換期を迎えることとなりましたが、本市では、法の有無に関わらず、差別が存在する限り対策を進めることが行政の責務であるとして、平成 15 年(2003 年)7 月に「行田市同和行政基本方針」を策定し、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けて、市の重要課題として取り組んでまいりました。

その後、基本方針の策定から 10 年が経過した平成 25 年(2013 年)11 月に、社会情勢の変化や平成 23 年(2011 年)3 月の第 5 次行田市総合振興計画の策定を受け、行田市同和行政基本方針を改定しました。

これまでの取組により、一部に課題が残るものの生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別対策終了後は、偏見や差別意識の解消、人権意識の高揚のため、引き続き同和問題に関する教育・啓発活動を実施

し、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、社会経済情勢の急速な変化に伴い、インターネットを利用した人権侵害など、新たな問題が顕在化し、人権問題はますます複雑化の傾向にあります。

こうした状況を受け、平成28年(2016年)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたものです。

これら同和問題に関わる社会情勢の変化や法制度の変化に適切に対応するとともに、「行田市人権施策推進基本方針」の改定との整合性を図るため、「行田市同和行政基本方針」を改定するものです。

第2 同和行政の経過と現状

1 国の同和対策の経過

昭和36年(1961年)、内閣総理大臣から前年に設置された同和対策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」諮問しました。同審議会は4年の歳月を経て、昭和40年(1965年)8月、同和問題とその対策に関する答申を提出しました。この答申の中で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題である。その早急な解決こそ国及び地方公共団体の責務であり国民的課題である。」との基本認識を示し、政府は、その立法化に努め、昭和44年(1969年)同和対策の基本といえる同和対策事業特別措

置法及び同法施行令が制定公布され、同時に昭和44年(1969年)を初年度とする10ヵ年の同和対策長期計画も策定されました。以来、国の同和対策事業は、この特別措置法と長期計画を二本の柱として遂行されました。

その後の調査により把握した必要な同和対策事業については、昭和54年度(1979年度)以降も特別の措置を引き続き講じる必要があることから昭和57年度(1982年度)までの3年延長することになり、13年間の時限法ということになりました。また、昭和57年(1982年)以降も事業の継続の必要性から新規立法として「地域改善対策特別措置法」が制定され、昭和62年(1987年)から平成14年(2002年)3月まで「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」と3度にわたる特別措置法を制定し、総合的な施策を実施しました。その結果、同和地区の状況は住環境を中心に大幅に改善されました。特別措置法から24年経った平成5年(1993年)に国は同和地区の実態や国民の意識等を把握するための同和地区実態把握等調査を実施しました。そして、この調査結果を踏まえて、平成8年(1996年)に地域改善対策協議会が今後の同和行政の基本的な方向についての最終的な意見具申を行いました。この意見具申の中で「これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年(1997年)3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、一定の工夫を一般対策に加えつつ対応する」との意見をまとめました。

そして、「今後の重点施策の方向」として「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」、「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」、「今後の施策の適切な推進」の4点をあげました。

この意見具申を踏まえて、国は平成9年(1997年)に5年間の経過措置を講ずる法改正を行い所要の施策を実施してきました。そして、平成14年(2002年)3月末日で同法は失効し、ここに33年間続いた「特別措置法」に基づく国の同和対策が終了しました。

その後、部落差別のない社会を実現することを目的に、平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたものです。

2 本市の同和行政の経過

昭和44年(1969年)、福祉事務所社会係に同和対策事務を位置づけ、昭和48年(1973年)、福祉事務所内に同和対策係を設置しました。その後、昭和49年(1974年)4月「同和対策室」を設置して行政需要に対応した総合調整機能の充実強化を図りました。さらに、教育委員会においても社会教育課内に「社会同和教育係」、指導課内に「学校同和教育係」を設置し、行政組織全般にわたって、同和対策事業の推進体系により事業の推進を図ってきました。

また、関係機関として、昭和47年(1972年)7月「同和対策審議会」、「同和教育推進協議会」を設置しました。さらに、昭和48年(1973年)9月議会で「人権尊重都市宣言」が議決され、人権尊重の行政を基本として同和行政の推進を図ってきました。

昭和51年(1976年)3月「行田市同和対策審議会」から答申を得て、「行田市同和対策総合計画」を策定し、「同和対策事業特別措置法」の完全実施を目指し、同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を全般的、かつ、抜本的に解消する

ため、各種の施策を積極的に推進してきました。この計画は、市の同和対策の基本的方向を明らかにしたもので、計画的、効率的に実施するための指針となりました。「実施計画」は、事業の進展にあわせて毎年度見直しを行い、計画と実施の関連を明確にし、事業の推進を図りました。

昭和５７年(1982年)に地域改善対策特別措置法の施行を受けて、同和対策関係施策を効果的に推進するために、総合５カ年計画を策定し、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、社会福祉の増進等の諸施策を推進しながら同和地区における経済力の増進、住民の生活安定及び福祉の向上等を図りました。その後も同和問題の早期解決を市の重要課題に掲げ、総合振興計画や同和対策総合５カ年計画、行財政３カ年計画の中に位置づけ、各種の施策を総合的、かつ計画的に推進してきました。

その後、平成２８年（2016年）１２月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、本市では、この法律に基づき、法律の施行について市民に周知するとともに、相談体制の充実及び人権教育・啓発活動に努めてきました。

※本市では、主に次のような事業を実施してきました。

啓発対策では、地区別研修会や公民館啓発講座の開催、各種団体の講演会・研修会、広報での啓発記事の掲載や啓発冊子の作成配布、啓発映画・ビデオテープ・DVDソフトの購入と貸出、市職員、事業所職員の研修会などの啓発事業を実施してきました。

環境改善対策では、道路・雨水排水路、橋梁整備、墓地整備、簡易水道施設整備、児童遊園整備、道路照明灯、消防井戸整備、住宅資金の貸付などの事業を実施してきました。

福祉・保健対策では、児童遊園整備、隣保館の建設、出産費の補助、成人検診、巡回健康相談、生活改善研修会、食生活改善、市税の特別措置、関係団体への補助金の交付などの事業を実施し

てきました。

産業・職業対策では、中小企業振興資金の融資、企業経営指導、技能習得奨励事業、農道整備、かんがい排水路等施設の整備、共同畜舎、園芸施設、農機具等近代設備の導入などの事業を実施してきました。

社会同和教育では、集会所の建設、集会所指導事業、推進者養成講座、同和問題研修会、各地区公民館の人権講座、同和教育推進協議会の諸事業などを実施してきました。

学校同和教育では、就学支度金の支給、高校・大学奨学金の支給、PTA講演会、教職員研修会、集会所事業による解放学級・学力向上学級、同和教育資料作成などを実施してきました。

第3 同和対策の成果と課題

1 啓発対策

差別のない明るい行田市を築くため、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自らの課題として、同和問題解決のために努力することが必要との認識のもとに昭和49年度(1974年度)から8月を「差別を許さない市民運動推進強調月間」と定め、「地区別研修会」、「標語伝単の全世帯配布」、「懸垂幕や広報による啓発」などを実施してきました。また、職員を対象とした研修会や、パンフレットの作成、映画・ビデオテープ・DVDソフトなどの人権啓発用ライブラリーの充実や各種団体の指導者を対象に「同和教育推進者養成講座」の開催や市民を対象とした講演会・研修会の開催など積極的に啓発活動を実施してきました。

これらの活動によって、同和地区に対する差別意識についても着実に改善が見られるようになるとともに、市民の人権意識の高揚も図られました。

しかし、本市が平成26年度(2014年度)に実施した「人権に

関する意識調査」の結果からは、市民一人ひとりに、人権尊重の理念や同和問題などに対する正しい理解が、未だ十分に定着したとは言えない状況にあることが明らかになっています。

同和問題の解決を図るためには、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための人権教育・啓発活動を、さらに推進していくことが重要です。

2 環境改善対策

環境改善対策については、地区道路、下水排水路等同和地区と周辺地域との一体性の確保を図りながら実施、推進してきました。また、橋梁や集会所の整備、隣保館の建設等も実施されました。その結果、生活環境については、同和地区と周辺地域の格差は改善されつつあります。これら特別措置法に基づく事業の推進は、同和地区及び周辺地域に対する一般行政経費の軽減にもつながりました。

住宅対策については、昭和47年度(1972年度)から住宅新築・改修資金貸付制度が創設され、347件の貸付を行いました。その結果、住宅の改善が進んだものの、償還に関しては、遅延者・滞納者がおり課題となっています。

3 産業・職業対策

本市では、農業を主体とする世帯が多いことから国の事業を積極的に活用し、基盤整備や畜舎施設、園芸施設などの農業の近代化により生産性の向上が図られました。

しかし、兼業化、高齢化、後継者不足などに加え、近年農業をとりまく社会情勢が激変しており、意欲的に農業に取り組む農業経営者や後継者への支援が必要となっています。

また、商工関係では、個人経営の小規模事業者が多いことから

中小企業対策に取り組んでしましたが、そのうち市の制度融資事業は、小規模事業者の運転・設備資金の調達の円滑化に成果をあげました。今後も経営の安定を図るため、引き続き経営相談を中心に技術力の向上や制度融資の斡旋などの支援を行うことが必要です。

職業安定対策については、着実に改善が進んでいますが、就業者数は人口構造の変化により伸び悩んでいます。非正規労働者の問題も続いており、構造的な格差社会を招いていることから、生活困窮者などに対する支援施策や各種の情報提供などが必要です。

4 福祉対策

本市は、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点施設として隣保館2カ所を整備し、相談事業、教養文化事業、人権啓発事業、貸館事業など地域に根ざした隣保館活動に努めてきました。今後も継続的に事業を展開し、住民交流のコミュニティーセンターとして活用していく必要があります。

また、乳幼児の健全な成長と発達を図るとともに、保護者の就労を支援するため、保育所を1カ所開設しました。その保育所における人権保育の推進のために、家庭支援推進保育士を設置するとともに人権保育推進委員会を開催し、円滑な人権保育の推進に努めてきました。今後も子育ての支援が必要な家庭と子どもの保育を支えるとともに、差別やいじめを許さない心を育む人権保育を継続的に推進する必要があります。

5 教育対策

特別措置法の施行以前、同和地区の児童生徒には、進学率や学力、学歴の面などに大きな格差が見られました。この教育の格差

を解消するために本市は特別措置法施行後、集会所を活用して学力向上学級や女性学級など各種の事業を実施し、教育水準の向上を目指しました。とくに小・中学生については集会所における学力向上学級の開催のほか、高校奨学金制度や就学支度金制度の利用を促進し、教育水準の向上を図ってまいりました。

今後は、さらに児童生徒全体の同和問題学習を通じた人権教育の充実に取り組みます。

第4 今後の同和行政の基本的姿勢

同和問題の早期解決については、本市の重要課題として位置づけ、総合的に推進してきた結果、前述のとおり大きな成果を収めました。

しかしながら、差別意識や偏見が根強く存在しており、差別事象が発生している状況も見られることから、残された課題の解決のために今後は次のような三つの基本的姿勢のもと、同和行政を進めます。

1 一般対策としての施策の実施

本市では、国の特別措置法に基づいて積極的に同和対策事業を実施してきた結果、一部に課題が残るものの生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備が進み、様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。これらを総合的にみれば、特別対策が概ねその目的は達成できたと考えられます。このため、法失効後、特別対策としての同和対策事業は終了し、一般対策に移行しました。

一般対策への移行は、同和問題の早期解決を目指す取組の終了を意味するものではありません。

今後も引き続き一般対策を活用し、必要とされる施策を適宜適切に実施し、同和問題の一日も早い解決を目指します。

2 人権行政の重要課題としての同和問題

同和問題を人権問題という本質から捉え、同和行政を人権行政の重要な課題として位置づけ、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と課題を踏まえながら、人権教育・啓発に取り組めます。

また、これまでの同和問題解決に向けた取組が、あらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、その解決は、全市民的課題であることを再認識し、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を遂行する中で相互に連携し、同和問題の解決に取り組めます。

3 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題に関する差別意識は、解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消のために教育・啓発の果たす役割が極めて重要であります。そのため今後の同和対策は、とくに差別意識の解消を目指した教育・啓発活動を中心に据えて、取り組めます。

4 今後の同和行政の法的根拠

(1) 同和行政の法的根拠

今後の同和行政については、「部落差別の解消の推進に関する法律〔平成 28 年（2016 年）12 月法律第 109 号〕」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〔平成 12 年（2000 年）12 月法律第 147 号〕」を根拠とします。

(2) 同和行政推進の根拠

同和行政の推進については、（１）同和行政の法的根拠のほか、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基

づき国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画〔平成 14 年（2002 年）3 月策定・平成 23 年（2011 年）4 月変更〕」第 4 章 2（5）同和問題を基本とし、「埼玉県人権施策推進指針」、「第 5 次行田市総合振興計画」及び「行田市人権施策推進基本方針」を根拠とします。

第 5 今後の同和行政の推進方向

1 教育・啓発の推進

同和行政の中でもっとも重要な課題は差別意識をなくすための同和教育及び啓発活動です。同和問題を正しく理解し、人々の中にある差別意識や偏見を払拭するために、今後は、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」、「埼玉県人権施策推進指針」等を踏まえ、同和教育及び啓発に取り組みます。

(1) 啓発活動の推進

市民に対しては、自治会と公民館が中心となって開催する「人権・同和问题地区別研修会」や「人権啓発リーフレット等の全世帯配布」、「広報紙による啓発」等市民の理解と認識を得る啓発活動を推進します。また、市職員や市議会議員を対象とした研修会をはじめ、企業や事業所を対象とした人権教育研修会の開催などを通じて、啓発活動を推進します。

(2) 学校同和教育の推進

学校においては、人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成することを狙いとして同和教育を推進します。

具体的には、全教育活動を通して、人権を尊重する教育の徹底を図るとともに、児童生徒の発達段階に即して人権問題を正しく理解させ、解決に向けて自ら行動できる児童生徒の育成に努めま

す。

また、児童生徒一人ひとりに、他者のいたみを共有できる豊かな人間性を醸成し、生き方に結びつく認識にまで深める等、人権意識の高揚に努めます。

そのためには、日常における指導の積み重ねを大切にするなど、全体計画や年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階を踏まえた計画的・組織的な取組を継続していきます。また、教職員の資質の向上に努めるとともに、人権意識を高める研修会の充実を図ります。さらに、学校・家庭及び地域社会、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動等を進めます。

(3)社会同和教育の推進

社会教育における同和教育は、人権教育の重要な柱として位置づけ、集会所や公民館などの社会教育施設を拠点とした学級、講座等の開催を推進します。さらに、市民の人権意識の高揚をより一層高めていくことを目指し、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する機会を充実させます。併せて、人権に関する学習活動のための指導者養成、教材等の整備を進めます。

(4)人権保育の推進

家庭や地域の実態に応じた乳幼児の生活全般にわたる保育を実施し、基礎的能力の全面発達を図るとともに、職員の人権感覚や人権意識の一層の向上を図るため、研修及び研究体制の充実に努めます。

2 自立支援

本市は、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として隣保館を設置し、各種活動を展開することによって、人権・同和問題の速やかな解決を目指しています。

地域住民の中でとくに生活上の相談等を必要とする人々に対

する対策として、隣保館事業の一環として生活相談や自立支援のための適切な助言指導などの充実を図ります。

3 交流の促進

地域住民がお互いに交流を深め相互理解を図り、お互いの人権を尊重する意識が醸成されることが大切です。

そのため、隣保館や集会所を交流の拠点として位置づけ、教育・文化の向上を図る事業や人権講演会などの啓発事業、人権フェスティバル、各種サークル活動など国の隣保館事業などを活用しながら交流を促進します。

4 人権にかかわる相談と救済

人権侵害等に対する相談体制の充実を図るとともに、国及び人権擁護機関等との連携による適時適切な相談及び救済に努めます。

また、人権相談等の事業を通じて人権尊重思想の高揚を図ります。

今後は、国の動向を注視し、新たな人権救済制度が確立した場合には、関係機関と連携を図りながら救済活動に取り組めます。

5 「えせ同和行為」の排除

同和問題を口実にした「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を増幅するばかりでなく、これまで行ってきた教育・啓発活動の効果を一挙に覆し、同和問題解決を阻害する大きな要因となるため断固排除しなければなりません。

このような「えせ同和行為」に対処するには、同和問題を正しく理解し、不法・不当な行為に対しては、関係機関、他市町村等との連携を図り、毅然とした態度で対処するなど、排除に向けた

対策を強化する取組を推進します。

第6 推進体制の充実

1 隣保館・集会所施設運営の充実

同和問題の早期解決や生涯学習活動の推進において、隣保館や集会所の果たしてきた役割は大きく、これまでの各種事業を踏まえ、地域間の交流や理解を深める場とし、より地域に開かれた「人権尊重のまちづくり」の拠点施設として、さらなる活用を図ります。

また、事業の円滑な運営を図るため、各施設の運営委員会の充実を図るとともに、施設・整備の充実に努めます。

2 庁内組織の充実・強化

人権・同和行政・教育の効果的・効率的な推進を図るため、人権施策推進審議会、人権教育推進協議会等の充実強化に努めます。また、市職員については、日頃から人権感覚を豊かにするために、全職員が積極的に人権問題を学び、日常の仕事を通じて自ら実践するとともに、人権の大切さを市民に正しく理解してもらえるよう努めます。

3 広域組織・関係機関等との連携・協力

人権同和行政・教育を推進する上で、広域組織の担ってきた役割は重要であり、引き続き人権同和行政・教育の円滑な推進を図るため、北埼玉地区3市で組織する、同和対策協議会及び人権教育・啓発連絡会議、人権教育推進協議会等との連携・強化を図ります。

また、各主体が役割分担を明確にするるとともに、国・県・関係機関等との連携を強化します。

4 運動団体との連携・協力

人権同和行政・教育を推進する上で、運動団体との協力関係は重要であり、運動団体と行政の役割と立場を明確にした上で、引き続き相互の連携・協力関係を保持するとともに、本市の運動団体対応については、「同和問題に取り組む民間運動団体に対する北埼玉郡市統一对応基準（平成11年1月策定・平成18年4月改定）」に基づき、行政の主体性を確保しつつ、同和行政を推進します。